

東日本大震災被災地派遣職員

活動記録

2024

令和 7 年 3 月

三重県防災対策部

職員氏名	鈴木 耕平
派遣先部署	福島県避難地域復興局生活拠点課
派遣先での役職名	主事
派遣期間	令和4年4月1日～令和6年3月31日 (2年)



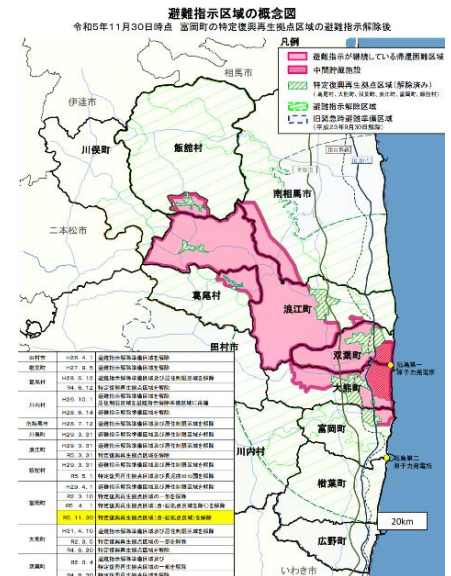
1 派遣時期の被災地の現状

派遣された避難地域復興局生活拠点課は、福島県中通り北部の福島市にある本庁舎に所在しています。

派遣直前の令和4年3月16日に、福島県沖を震源とするM7.4、最大震度6強を観測する地震が発生したことから、福島市内でも一部地面に亀裂が入っているところがあったり、本庁舎の書庫の文書ファイルやガラスが散乱していたりするなど、被害の大きさを感じました。

また、福島県の浜通りにおいては、放射線積算量が下がりず市町村の一部もしくはその大部分が帰還困難区域という市町村があり、避難指示が継続している自治体が残っています。

しかし、帰還困難区域においても、特定復興再生拠点が設定され、令和4年6月30日には大熊町、令和4年8月30日には双葉町の特定復興再生拠点の避難指示が解除されるなど、復興に向けての活動を加速させています。



※1 避難指示区域図(R5.11.30)

2 被災地での業務概要

(1) 所属部署の業務内容

避難地域復興局は、避難地域の復興や被災者支援を目的に設置されており、避難地域にある市町村との連絡調整や帰還及び復興の推進を担う避難地域復興課、県外の避難者受入自治体との連絡調整や避難者への情報提供を担う避難者支援課、原子力損害賠償を担う原子力損害対策課、長期避難者の生活拠点確保や災害救助法を担う生活拠点課の4課から構成されています。

私は、生活拠点課の再建支援担当と呼ばれる係に所属し、応急仮設住宅の供与が続く自治体から避難されている方が負担する賃貸住宅(民賃・公営)の家賃支援及び戸別訪問による生活状況の把握を担当していました。



※2 令和4年8月30日に避難指示が解除された双葉駅周辺



※3 復興公営住宅



※4 東日本大震災・原子力災害伝承館

(2) 担当した業務内容

福島県では、大熊町や双葉町からの避難者に対する応急仮設住宅の供与が継続している一方で、平成30年3月で東京電力による賃貸住宅等居住者への家賃賠償が終了しています。そのため、応急仮設住宅供与世帯と家賃賠償終了世帯との公平性を確保するため、応急仮設住宅の供与が継続している自治体からの避難者のうち、東京電力による家賃賠償が終了した世帯を対象に、避難市町村生活再建支援事業を実施しています。

この事業では、賃貸住宅等に係る家賃を助成し（家賃等支援事業）、家賃助成を行っている世帯に対して、生活状況の把握と必要に応じて、戸別訪問等を行っています（意向確認事業）。

このうち、私は、主に意向確認事業を担当し、委託事業者に委託して、電話やアンケートで避難世帯の今後の住まいの意向や課題の確認を行ったうえで、家賃等支援事業が終了した場合に生活に支障が生じる可能性がある世帯には、国（内閣府）や東京電力と連携して個別訪問等を行い、それぞれの実情に応じた情報提供や関係機関への連携を行いました。

福島県からの避難者は、全国各地に居住しており、北は北海道、南は宮崎県まで個別訪問を行いました。避難者の困りごとは、住まいの確保や帰還、健康、就労、賠償、相談相手など多岐にわたるとともに、避難元の避難指示解除が進む中で、各種支援制度の情報が逐次更新されるため、関係する情報の収集に努めました。

そのほか、避難市町村生活支援事業に係る予算編成作業や継続に向けた検討、避難元市町村や国（内閣府）・東京電力との調整、公用車や公用携帯等の備品管理の事務を担当しました。

(3) 成果・実績

- ・2年間で、約850世帯の実態把握と、家賃等支援事業が終了した場合に生活に支障が出ることが予想される約150世帯の戸別訪問等の対応を行いました。訪問時には、今後の住まい・帰還意向や生活状況の聞き取りを行い、それぞれの状況に応じた情報提供のほか、必要に応じて庁内関係部署や自治体、社会福祉協議会、東京電力などの関係機関に連携を行いました。

福島県からのお知らせ 令和6年10月31日

令和6年度も応急仮設住宅の供与が継続する
大熊町、双葉町の皆様へ

福島県避難市町村家賃等支援事業について

〇「令和5年度」助成金の申請受付期限について

令和5年度助成金（令和6年3月分まで）の申請受付期限を、本助成金給付要綱で定める「令和6年3月31日まで」から「令和6年8月31日まで」延長する予定です。

〇「令和6年度」助成金の助成要件について

■ 応急仮設住宅の供与が令和7年3月末まで一律延長された大熊町、双葉町から避難し、やむを得ない事情により、東京電力からの家賃賠償終了後又は応急仮設住宅等からの移転後、継続して賃貸住宅等へ居住することを余儀なくされ、家賃等の支援を必要とする次の世帯は、引き続き助成対象とする予定です。

① 東京電力から平成30年3月分までの家賃賠償を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯

② 応急仮設住宅等から賃貸住宅等へ移転（※）後、これまでに本事業の助成を受け、継続して賃貸住宅等に居住している世帯

※ 平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に応急仮設住宅等の退去を決定して令和元年6月30日までに賃貸住宅等へ移転

■ 助成額等（令和5年度と同様）

賃貸住宅等1戸につき、原則として令和6年3月分助成額が上限です。

○ 初めて本事業の助成を受ける場合で家賃等が6万円以上の場合、入居者数4人までは月6万円（5人以上は月9万円）が上限です。ただし、平成30年3月分の東京電力の家賃賠償額がこれを下回る場合は、その額です。

○ 居住可能な持ち家を有する世帯、または応急仮設住宅の供与を受けている世帯は、助成対象です。ただし、居住可能な持ち家を有する世帯であっても、通院や高校生以下の通学など、被災時の世帯の一部が別の賃貸住宅等に居住せざるを得ない場合は、助成の対象とする場合があります。

○ 応急仮設住宅等として居住している住宅に係る家賃負担額は、助成対象外です。

※ 令和6年度の事業要綱は、令和6年3月末頃（当初予算成立後）に公表予定です。

問い合わせ先 <福島県家賃等支援事務センター>
電話番号 0120-900-775（通話料無料）
受付時間 9時から18時まで（土日祝日、年末年始を除く）

※5 家賃等支援事業のチラシ

ふくしまの今とつながる相談室「itoiro」とは？

東日本大震災および東京電力福島第一原子力発電所事故により、宮城県に避難されている方々の相談窓口です。

それぞれ悩みや思いが十人十色、即ちごと、困りごと、情報を取りたい情報などが異なります。お電話に電話もしくはメールにて、ご相談ください。

お電話による相談を希望される場合は事前予約が必要となります。

相談 024-573-2731
itoiro@frenpuku.org
https://frenpuku.org/itoiro/

相談時間 月・水・金 10:00~17:00
※お電話による相談は予約が必要となります。お電話による相談は予約が必要となります。

相談室 itoiro

ふくしまの今とつながる相談室「itoiro」
お電話による相談は予約が必要となります。お電話による相談は予約が必要となります。

※6 ふくしまの今とつながる相談室

- ・福島県に派遣となって1年目の年が、これまでの意向確認事業が一区切りを迎えるタイミングであったため、これまでの課題を踏まえ、国（内閣府）や東京電力などと連携しながら、実施方法や聞き取り内容を変更するなどの見直しを行いました。また、見直した内容に沿って、委託事業者が適切に業務を進められるよう、これまで以上に認識の共有や進捗管理に努めました。
- ・現在応急仮設住宅の供与が続いている大熊町や双葉町においても、避難者に対する応急仮設住宅の供与終了が見えてきており、これと連動する避難市町村生活再建支援事業についても、先を見据えた議論をしていく必要があります。

3 派遣業務を通しての気付き

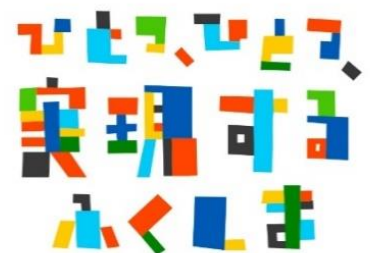
（1）県政に生かしたいこと

- ・三重県では、東日本大震災の記憶が薄れてきている面もありますが、実際に地震や津波の爪痕を目の当たりにし、避難者の方から、被災時の混乱の状況や避難先を転々とした話を伺う中で、改めて震災の恐ろしさと備えの大切さを感じました。三重県においても、南海トラフ地震などの被害が懸念されていることから、「自分ごと」として捉え、防災啓発に努めたいと感じました。



※7 震災遺構・浪江町立請戸小学校

- ・避難者の支援を行う中で、「除染の見通しや避難元の状況が分からないのが不安」、「そのような支援制度があるとは知らなかった」など、必要な情報が必要なところに届いていないことを感じました。被災時には情報が錯綜するとともに、発災後時間が経過し、避難者が全国に散らばっていくような状況の中で、必要な情報を必要な方に届けることの必要性を感じました。また、どの分野の業務に従事する際も、県民のニーズやターゲットを意識した情報発信に努めたいと感じました。
- ・福島県は「ひとつひとつ実現するふくしま」というスローガンを掲げています。除染や生活基盤の整備、期間・移住の促進、風評被害対策など復興に向けた課題が多くある中で、ひとつひとつ着実に課題を解消していくという福島県職員の皆さんの姿勢は、自分自身も大切にしていきたいと感じました。



※8 福島県が掲げるスローガン

（2）今後、大規模な災害等の被災地へ派遣される職員へのアドバイス（心掛けたこと）

- ・福島市は、盆地になっているため、夏は暑く冬は寒い気候でした。特に冬季は雪が降り、地面が凍結することも多かったため、寒さ対策を心がけ、滑りにくい靴を履いたり、出張の際などは時間に余裕をもって行動したりすること意識しました。

- ・ 三重県からの派遣職員は私一人だけでしたが、他県からの派遣職員と連絡を取り合い、情報を共有することで、業務や派遣生活において必要な情報が手に入り、役立てることができました。また、休日は、他県からの派遣職員の方と福島県内を観光し、自然や歴史・文化、美味しい果物や日本酒など、福島県の魅力を感じることができました。



※9 赤べこと鶴ヶ城



※10 磐梯山から見た猪苗代湖



※11 日本三大桜の三滝の春桜



※12 相馬野馬追

出典：福島県ホームページから抜粋

- ※1 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/attachment/606164.pdf>
- ※3 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/site/portal/ps-kansei-nengul.html>
- ※5 https://www.pref.fukushima.lg.jp/uploaded/life/718233_2038038_misc.pdf
- ※6 <https://f-renpuku.org/wp-content/themes/f-renpuku/images/pdf/toiro.pdf>
- ※8 <https://www.pref.fukushima.lg.jp/sec/01010d/jitsugensuru-fukushima.html>

編集後記

この記録は、派遣職員が自ら見聞きし、経験した被災地の現状や、被災地での業務を通しての気づきを分かりやすくまとめ、派遣職員が被災地で得た経験や知見を広く共有することにより、今後の被災地支援や防災・減災の取組、受援の立場になった時の備え、派遣職員の不安解消などに活用することを目的として作成しています。

今回は、東日本大震災の被災地において令和6年3月まで業務に携わってきた1名の職員に「東日本大震災被災地派遣職員活動記録 2024」への執筆協力をお願いしました。

派遣職員が被災地で感じたことを共有することで、年々発生が切迫している南海トラフ地震等の大災害に備え、私たちに求められることを知り、防災・減災体制の強化につなげることができれば幸いです。

三重県東日本大震災交流・連携連絡会議

東日本大震災被災地派遣職員活動記録 2024

令和7年3月
三重県防災対策部

〒514-8570 三重県津市広明町13番地
電話 059-224-2181 F A X 059-224-2199